

たる上は實質に於て英國會社たるの實を存せしめんか爲めの目的を以て制定せられたり。

本勅令に含まるゝ一九一一年の香港條例(Honkong Ordinance)會社法に適用せらる可きものにして之れによれば香港條例に準して設立せられたる地方的英國會社を二つの部類に區分す。

A. 支那會社China Companies. 支那のある一定の場所より營業に關する支配並に監督を受くる會社にして本令に依りて上海に於て登記せらる可き會社なり。

B. 香港支那會社Hongkong China Companies. 香港より支配管督を受くる會社にして而も其營業の一部分を支那に於て行ふものにして香港に於て登記することを要するものなり。

此等支那會社及び香港支那會社の外に勿論英本國併に其他の地に於て設立せるものにして支那に於て營業する會社あるも之等は一九一五年の法令の影響を受けす。

一九一五年の命令は支那會社China Companies: の之に關する會社法に多大の革新を與へたるものにして其目的は支那會社に對する英國當局者の監督を一層適切ならしめんとするにあり。

即ち次の如し。

一、支那會社の取締役の過半數は支那に住居を有する英國臣民たるを要す。

二、支那會社の調査役Auditors並に清算人は英國臣民たるを要す。

三、支那會社の發行する株式は分配後三箇月以内に全體拂込むへし(之れ會社の財產を成る可く早く英國の管轄權の下に置かんとするものなり)。

四、本令發布以後設立せられたる有限責任保證支那會社は社員の責任に付き會社解散の際會

社財産か其債務を完済するに不足なる場合に會社に出資すべき各自の程度を豫め基本定款にて保證せる會社は公使の認可なくして支那に於て營業を營む事を得ず而して之れが認可條件として公使は英國臣民のみか該會社の社員たるべきこと若くは非英國臣民は彼か證明の額に相當する保證金を納入せしむる事等を定むることを得。

本條例は上海に於ける會社の登記を規定す。總領事は香港に於ける會社の登記係と同一の權能と義務とを帶へる登記官吏に任命さる然れ共實際事務は登記官代理たる副領事の一人によりて行はる。

本條例によりて登記係に提出すべき總ての文書並に報告は支那會社にありては單に上海の登記係にのみ提出すへく香港支那會社にありては香港並に上海の兩所の登記係に提出することを要す故に上海に於ては總ての地方會社の記錄を有することとなる。

支那會社は手數料を上海に於て支拂ひ香港支那會社は香港に於て支拂ふ手數料は兩者相同比例に納むべきものなりとせらる。

支那會社は毎年一月に於て拂込済の資本額百弗に對し四セント割合の年賦税を課稅せらる此課稅は支那會社か特に免除せらるゝHongkong transfer stamp duty及び遺言者動產稅Probate dutyの代りに納むべきものなりとせらる。

上海に於て收納せられたる手數料全部は年二回香港の國庫に移送せらる。而して此財源より得る植民地の歲入は一九二〇年に於て、一二三四九二メキシコ弗に達せり、之れに對して香港政

廳は領事館に年額三〇〇香港弗を支拂ひて登記に關する費用竝に之に要する俸給に充當せしむ。

上述するか如き制限を支那會社に置きたりと雖も猶ほ眞に英國の監督の下に立たしむるには不充分なりき何となれば取締役の過半數を英國人となすも單に名義上のみにて實際の支配權は他國人の掌中にあり得たるを以てなり加之全然支那に於て營業をなす會社か香港に有名無實の事務所と取締役とを置きて國籍に關して同等制限を置かざる香港支那會 Hongkong China Company. として登記をなし之に依りて支那會社として登記することを避け得たれはなり。

III、一九一九年の勅令

此弊害は一九一九年のChina (Companies) Amendment order in Council 支那會社改訂勅令によりて除去せられたり其規定に依れば香港條例に依れる會社にして實質に於ては支那の住民によりて監督せらるゝものは其取締役會は何處に於て開くに拘らす支那會社(China Co.)たる可く而して支那に居住する英國臣民のみか支那會社の常務取締役 Managing director 又は常務取締役と同様の地位に立つ可きものとせり而して此命令に従はざる會社に違反行爲の繼續中毎日五〇弗以内の罰金を課し又會社の取締役支配人等の管理者にして故意に本規定を履行せざる時は又同様罰金責任を負はしめ以て本規定の履行を確保せり本規定か偶英國人の支配下にあらざる或る種會社に一時的の不都合を與へ支那會社の米國人幹部にして其地位を奪回せられ之等會社

の監理權を奪はるゝもの少なからず亞米利加のある種類の新聞にては一九一九年の條令か亞米利加の支那に於ける商業と利益驅逐を眼目として制定せられたるものなりとて之を非難せるものあると同時に一方米國支那會社法制定の促進運動を企てたるものありき該法か特に米人を驅逐する意圖に出てたるものに非らざる所以は前述する處に依つて明なり。

英國(British)なる譯の辯解。

如上の如き見地に一步を進めて最近英國商業會議所の會議に於て英國なる語を總ての支那會社の名稱の一部として附加し以て他國民の關係のものと區別すへしとの提案あり。

四、領事館登記規則

上述する所は悉く支那會社及香港支那會社の設立に關するものなるか之と全く別個の登錄にして支那に於て商業を營む總ての英國會社か其設立地の何處なるに拘らす遵奉せざる可からざるものあり之れ即ちConsular Register of Companies 領事館登記規則にして一九一三年及一九一四年の支那會社改訂勅令によりて規定せられたる處なり其目的とする處は領事當局をして其管轄範圍内にある會社に關する信賴すべき報告を行はしめんか爲めに定められたるものにして特殊の會社の本店に最も近き領事館に覺書定款の寫本其他規定の方程式に從へる通知竝に毎年取締役の表を提出することとなり之れに違背するも金錢上の罰金を課せらるゝことなし然れ共之れか爲めに英國の保護を與へられることある可し。

五、一九二一年六月三十日香港會社條例

香港條例によりて設立せられたる會社に關係を有する法律は最近一九二一年六月三十日の香港會社條例の通知によりて一部の變更を見たり而して支那會社も其範圍内に入る一九二一年の條例は主として既に一九一三年及び一九一五年に改訂せられたる一九一一年の條例の修正なり主たる變更は次の如し。

第六十四條は左の通りとなる。

(一) 總ての有限責任會社。

a、總ての事務所又は營業所並びに登記をなしたる事務所の外側に目立ち易き位置に明瞭なる文字を以て其名稱號を掲載することを要す。

b、社印に明瞭なる文字を以て會社の稱號に入るゝことを要す。

c、總ての通知廣告役所向の出版物並びに總ての爲替手形、約束手形、重要小切手注文書賣渡證、送狀(積荷證書)受取證、信用狀等に明瞭なる文字を以て會社の稱號を記載することを要す。

d、會社名を掲げたる總ての營業品目錄、營業廣告、營業上の位置に明瞭なる文字を以て會社の

主たる役員二名の名稱を明瞭なる文字を以て捺印すへし。

(二) 支那の稱號を有し又は支那の名稱號を併せ用ふる總ての有限會社は有限公司なる文字を附し總ての支那名稱を有する支那會社又は支那名稱を併せ用ふるものは其商號の前に「英商」な

る文字を附し末尾に有限公司なる字句を附すへし。

(三) 有限會社か本條第一項二項の規定に違反せる場合は一違反毎に五〇〇弗以下の罰金を課し連續犯の場合には違法行爲の繼續する間は毎日五〇〇弗以下の罰金に課す。

會社の取締役支配人等にして事情を知りて故意に右違法行爲をなさしめ若しくは許容する場合は同様の罰金を科す然れ共取締役支配人等は同一の違法行爲に對し本項の罰金と次項に記載する罰金と二重に科せらるゝことなし。

(四) 有限會社の取締役支配人其他の役員等か上述の規定に従はざる會社印章を會社の印章として使用し又は使用せしめ上述せる方法に從つて會社名を記載せずして通知廣告役所向の出版物を發行し若くは會社の爲めに爲替手形、約束手形、裏書、小切手、注文書に捺印し若くは捺印せしめ賣渡證、送狀、受取書、信用狀を發行し又は發行せしめたるものは五〇〇弗以下の罰金に處す猶ほ會社か支拂を爲さゝる時は此等のものは斯る爲替手形、約束手形、小切手、注文書等の所持人に對し其記載額迄個人として責任を負ふべきものなり。

七七條の四、五六項は私的會社に適用なきことなる此の三項の規定する處の年總會に於て製作すべき損益勘定書、貸借對照表に關し貸借對照表及び營業報告の寫本を總會開催前七日以前に株主に送付すべき事を規定す。

然るに他的一方には依然私的會社として存續する旨の證明書に報告書を添へて登記係に提出すべきことせられたり此點に關する本文(一九二一年會社條令の第二十八條第

三項)は次の如し。

總ての私會社は一九一一年會社條例第二十七條によれる社員の名簿併に會社狀態の説明書と俱に取締役若くは祕書役の署名を帶へる證明書、會社は前記報告の日以後、若し初めての報告の場合なる時は設立以後株式若くは社債券を公募したことなき旨の證明書を提出すへし而して社債名簿表に五十人以上記載せられ居る場合には其過剰人員は本條例の百二十二條に云ふものにして五十人の算に入らざるものなる旨の署名を有する證明書を提出すへし。

最後に會社の抵當權の登記手數料は八弗なりしか十弗に増加せられたり。

第四款 支那に於ける米國の會社に適用する法律

米國法は素と英法より來りたるものにして現今に於ても大體に於て原理原則を同しくし大陸法系に對して英米法系を形成す而して此事實は私法の範圍に於て特に然りとす、然れ共英米兩國は其組織制度を異にするか故に自ら法令の形式も異ならざるを得ず即ち合衆國に於ては英國の一九〇八年の總括條例の如く一般的に會社事項を規定せるものなり米國會社法と云ふは唯普通法及び衡平法中會社に關係ある部分を總稱するに過ぎざるも各州に於ては殆んど皆成文法律を以て會社に關する規定を設く而して各州の法律に多くは普通法又は衡平法の原則で制定せるものにあらざるか故に外國に於て設立する會社に準用するに適せず殊に或る州の會社法の如きは甚た自由にして會社の取締嚴重ならざるか故に往々支那に於て米人の威

を明文を以て規定するに止まる。

從來支那に於て設立せられたる米國會社に對しては何等特別の法規の制定なく各會社は各州の會社法に準據して設立せられ各州の指揮監督の下にありし爲め甚た不統一にして同しく米國會社と云ふも皆其準據法を異にし其間相矛盾する等の點無きにあらず米國自身に取りても又支那人に取りても不便少なからざりき。

茲に於てか米國は此等米國會社に對する準據法を制定して直接合衆國の監督下に立たしめて之を統一し更に特殊の便宜特權等を與へて米國人の支那に於ける活動を助成せんとす。該法案はChina Trade Act. 1921と稱し既に上下兩院を通過せるも上院に於ては課稅其他の點に就て之に修正を加へたるか爲め目下兩院協議會に繫屬中なれ共、最近に於て法律として發布せらる可き運命にあるなり該法案は其名稱を對支通商條例 China Trade Act.と稱し米支間の通商の發展に資せんか爲めに制定せりと條例自身も明言し居れ其實際の目標とする處は單に貿易にあらずして米國人の支那内地に於ける經濟的活動なり斯くして米國は英國日本等に對抗して大いに自國勢力を扶殖せんとするものなるか故に大いに吾人の注目に値するものたり故に多少重複するの厭なきにあらされ共以下少しく之れか制定の理由目的並に之れに關連せる事項の説明を爲さんとす。

一、本法は米國人の支那に於ける經濟的活動、米國商品の勢力擴張等を根本の眼目とす。

戰爭以前にありては支那に於ける米國會社の數は極めて少數にして重要なものは僅に三

四に過ぎず支那の對米貿易の率は全體の六パーセントに過ぎざりき、然るに戦爭中歐洲諸國の支那に於ける活動頓坐し米國商品は漸く支那に販路を擴張し米人の活動著しく旺盛となり千九百十九年に於ては對米貿易率は十七バーセントを超過するの趨勢を示し會社數も千九百十五年に於ては僅に四十八に過ぎざりしも一九二〇年に於ては三百十三の多數を示すに至れり。

此順調なる對支經濟關係の發達を維持し益々將來に於ける發展を期せんか爲めには從來の如き放任主義にては到底其目的を達すること能はず必ずや積極的に之に對する援助を與へ適用法規を統一するの必要あり茲に於てか對支會社法制定の運動は先づ在支米人間に起り大統領ハーディング、國務卿フーバー等の熱心なる聲援を得遂に近く實現されんとする迄の進捗を見たるなり。

既に一言せる如く本會社法は單に從來の通商貿易關係の發展のみを目的とせず猶進んで生産工場の設立經營、電氣、電信、電話、鐵道等の支那内地に於ける諸事業而も文明的設備と優秀なる技術とを要する近世的大事業の計畫を目的とするは吾人の特に注意すべき點なりとす。

二、本法は支那に於て設立する米國人の會社に準則を與へ該會社をして合衆國の監督下に立たしむ。

從來米國人の支那に於て設立する會社は皆各州の法律に準據し各州の支配下にあり而も各州の法律は區々にして其間統一を失する點なきにあらず且つ各州の法律は通商を目的とし

三、本法は會社か支那に於て營業を爲すに際し特殊の便宜特權を賦與せんとす。

此點に關して米人自身の言に曰く支那と通商を爲す諸國は皆支那に於て設立する會社の營業上の便宜の爲めに特殊の法律を制定せるも米國には未だ斯の如き法律なく米國の主たる競争者たる英日佛等の諸國が皆各自國人の支那に設立する會社に對して特殊法例に依り所得稅並に超過所得稅等を免除するに拘らす米國會社には斯の如き特典なく諸外國と競爭上會社を不利の地位に立つは論を俟たず。

斯る事情の結果として支那は米國人に好意を有し米人の商工業に關する手續技術に信賴し乍ら此課稅の一點より米人と共同して合辦經營を爲すに躊躇し勢日英等と協同する事となるなり。實地に徵するに英人は支那人の資金を回收して事業を經營する事に成功せりと謂ふ可しこ。

我國の稅法に關して考ふるに外國に本店又は主たる事務所を有する法人(外國法人)が外國に於て資產を有し營業を爲し之によりて所得を得る場合には我稅權は之に對して何等交渉を有せず外國法人か我國內に於て資產を有し營業を營み之に因りて所得を得る場合には我領

土主權は之に及び從つて之に課稅することを得ざる可からず此論理は個人所得稅の場合と異る處なし此理に依り我内國の所得稅法及植民地の所得稅令は外國法人に對し稅法施行地若くは稅令施行地に於ける資產又は營業より生する所得に對し所謂外國法人所得稅を課す
(關東州所得稅令第二條、三條、朝鮮所得稅令第二條、臺灣所得稅令第二、三條)

四、會社か米國會社たるの實を存せしめんとする

均しく米國法に依りて設立する會社と雖も會社の發起人或は株式取得者若くは役員等に何等國籍上の制限を置かさる場合には唯米國法に準據すと云ふ一事實に依りて何れの國人も皆米國會社を設立し米國法人として保護を受くることを得へく縱令全部外國人にあらずとするも其大部分が外國人なる場合には名のみ米國會社なるも實際に於て何等米國の爲めに利する處なし故に此等發起人、株式所有者若くは役員等に適當の制限を加へて米國會社たるの實を存せんとするなり。

即ち本法第四條に於ては「三人以上の個人にして其半數以上か合衆國の公民なるときは本條例の規定に準して會社を設立することを得」として設立者の國籍に制限を置き

第八條に於て「會社の發行せる投票權付株式の半數以上は常に合衆國の公民か之を所有することを要す」と規定して外國人の株式所有數に關して制限を置き

第十二條に於ては「取締役の半數以上並に社長會計監督祕書其他之に相當する職責を有する役員の半數以上は支那に住所を有する合衆國の公民たることを要す」と規定して役員の國籍に關する制限を置く猶ほ以上掲くる諸點に關しては一九一五年英國香港政廳の發布せる會社條例 China (companies) Order in Council. 一九一九年の China (companies) Amendment order in Council. に同様の規定英國の支那會社條下に就て比較せらる可し。

報告書第十六卷 滿蒙に於ける各國の合辦事業終

大正十一年八月二十八日印刷

大正十一年九月一日發行

南滿洲鐵道株式會社
社長室調查課

大連市大山通七十四號地

印
刷
者

大連市大山通七十四號地

印
刷
所

小林又七支店

三

林文子

林文子

太因

雪

大安寺大和尚

振翼室鶴齋點

大五十二年正月廿二日錄

CL

NO. 18343



